



現場代理人及び現場責任者の 常駐規定の緩和について

令和7年2月1日から改正します。

概要

1 常駐規定の緩和の拡大

建設業法の改正（現場技術者の専任の合理化）に併せて、専任特例1号により監理技術者等の兼務が認められた工事についても、現場代理人等の常駐規定を緩和することができることとしました。

2 現場代理人等の兼務件数の拡大

監理技術者等の専任を要しない工事及び業務委託のみで現場代理人等を兼務する場合は3件まで兼務できることとしました。

3 現場代理人と営業所技術者等との兼務要件を規定

監理技術者等と営業所技術者等との兼務が認められた工事については、現場代理人等の常駐規定を緩和することができることとし、現場代理人と営業所技術者等との兼務ができる場合を規定しました。

4 現場代理人等と他の工事の監理技術者等又は連絡員との兼務要件を規定

常駐規定が緩和された工事等の現場代理人等と他の工事の監理技術者等又は専任特例1号の適用により配置される連絡員との兼務ができる場合を規定しました。

適用日等

令和7年2月1日から適用します。

令和7年1月31日以前に公告等した工事等は従前のおりとしませんが、発注者が認めた場合は適用できるものとします。

※詳細は、埼玉県HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>) を御確認ください。